

報告第 8 号

大館市・比内町・田代町合併協議会規約

大館市・比内町・田代町合併協議会規約を別紙のとおり報告する。

平成16年7月6日提出

大館市・比内町・田代町  
合併協議会  
会 長 小 畑 元

大館市・比内町・田代町合併協議会規約

(設置)

第1条 大館市、比内町及び田代町(以下「1市2町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(名称)

第2条 合併協議会は、大館市・比内町・田代町合併協議会と称する。

(所掌事務)

第3条 大館市・比内町・田代町合併協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市2町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、大館市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員をもってこれを組織する。

(会長)

第6条 会長は、1市2町の長の協議により、1市2町の長のうちからこれを選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 協議会に、副会長2人を置く。

2 副会長は、次条第1項第1号に掲げる者をもってこれに充てる。

(委員)

第8条 委員は、次の者をもってこれに充てる。

- (1) 1市2町の長(第6条第1項の規定により会長に選任された者を除く。)
- (2) 1市2町の議会の議長及び1市2町の議会がそれぞれ推薦する議員各2人
- (3) 学識経験を有する者であって1市2町の長がそれぞれ定めるもの各3人
- (4) 学識経験を有する者であって1市2町の長が協議により定めるもの1人

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長が協議の上その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長がこれを招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

3 会議の開催日時及び開催場所は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第12条 協議会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(小委員会)

第13条 第3条各号に掲げる事務の一部について調査、審議等を行うため、協議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第14条 会議に付すべき事項の検討及び調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事務の専門的な検討及び調整を行うため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、1市2町の長が協議により定める者をもってこれに充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 協議会の運営に要する経費は、1市2町の負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の負担金の額は、1市2町の長が協議によりこれを定める。

3 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度とする。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第18条 協議会の出納の監査は、1市2町の代表監査委員を協議会の監査委員(以下「監査委員」という。)として委嘱することによりこれを行う。

2 監査委員は、前項の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

3 監査委員は、非常勤とする。

(報酬及び費用弁償)

第19条 協議会の委員(副会長を除く。)及び監査委員は、報酬を受けることができる。

2 協議会の会長、委員及び監査委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 第1項の報酬及び前項の費用弁償の額及び支給方法は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

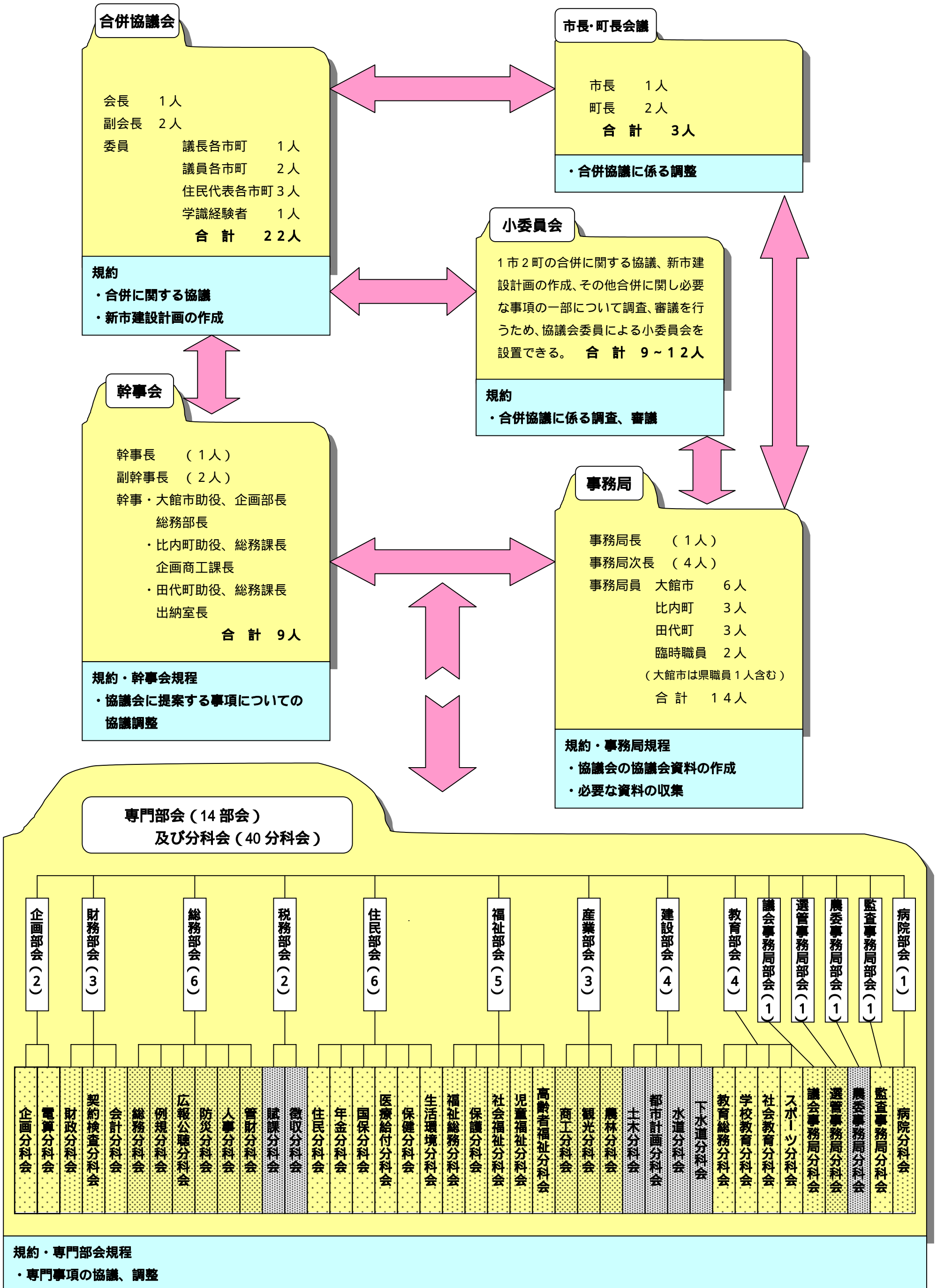
附 則

この規約は、1市1町の長が協議により定める日〔平成16年3月2日〕から施行する。

附 則〔平成16年7月1日一部改正〕

この規約は、平成16年7月1日から施行する。

# 大館市・比内町・田代町合併協議会組織図



大館市・比内町・田代町合併協議会の規約等に関する確認書

大館市・比内町・田代町合併協議会の規約等に関する確認書を別紙のとおり報告する。

平成16年7月6日提出

大館市・比内町・田代町  
合併協議会  
会 長 小 畑 元

## 大館市・比内町・田代町合併協議会の規約等に関する確認書

大館市長、比内町長及び田代町長（以下「1市2町の長」という。）は、大館市・比内町・田代町合併協議会規約（以下「規約」という。）中、1市2町の長が協議して定める事項、その他確認を必要とする事項について、下記のとおり協議し、確認した。

### 記

#### 《1市2町の長が協議して定める事項》

##### 1. 会長の選任について（規約第6条第1項）

役職名	氏名	備考
会長	小畑元	大館市長
副会長	佐藤賢一郎	比内町長
副会長	吉田光明	田代町長

会長である市町長がその身分を喪失し、前任者以外の者が新たに市町長に就任した場合には、1市2町の長の協議により、会長を選任するものとする。

副会長である市町長がその身分を喪失し、前任者以外の者が新たに市町長に就任した場合には、協議会の副会長としての身分を継承するものとする。

##### 2. 委員の選任について（規約第8条第1項第4号）

北秋田地域振興局長 石井 護
----------------

3 . 事務局の事務に従事させる職員について（規約第15条第2項）

市町村名	職名	氏名	事務局職名
大館市	室長	斎藤 誠	事務局長
"（秋田県）	室長補佐 （副主幹）	松田 博	事務局次長
"	室長補佐	田中 裕幸	事務局次長
"	係長	本多 恒博	
"	主任	竹村 邦人	
"	主任主事	鳥潟 幸男	
比内町	課長補佐	阿部 賢悦	事務局次長
"	主査	佐藤 税	
"	主事	安保 貴洋	
田代町	主幹	小林 浩	事務局次長
"	主任主事	佐藤 拓人	
"	主任主事	工藤 学	

4 . 1市2町の負担金の額について（規約第16条第2項）

1市2町の負担金の額は、1市2町が負担すべき経費総額の4割を均等割とし、残額を平成12年国勢調査による人口割として、それぞれ算出した額とする。この場合において、国の合併準備補助金がある場合は、1市2町が負担すべき経費総額から当該補助金の総額を差し引いた額の4割を均等割とし、残額を平成12年国勢調査による人口割として、それぞれ算出した額に、当該補助金を加算した額とする。

派遣職員（秋田県職員）に係る経費は、大館市が支払い、1市2町の負担すべき経費総額の4割を均等割とし、残額を平成12年国勢調査による人口割としてそれぞれ算出した額を負担するものとする。



《会長が定める事項》

5 . 協議会に属する現金を預ける金融機関について（規約第17条）

金融機関名	株式会社秋田銀行 大館支店
-------	---------------

《その他の事項》

6 . 市町長会議の開催について

必要に応じ、市町長による会議を開催するものとする。

7 . 委員及び監査委員の公務災害補償制度の適用について

規約第8条第1項第1号から第3号までの委員（市町長、議長、議員、学識経験者）及び同第18条第1項の監査委員については、それぞれが属する市町の公務災害補償制度を適用するものとする。

8 . 協議会事務局職員の身分等について

事務局職員の身分は、それぞれの市町（派遣元）に属する。

事務局職員の給与及び共済費等は、それぞれの市町（派遣元）で負担する。

地方公務員法第27条第2項及び第3項に規定する分限及び懲戒処分はそれぞれの市町（派遣元）の条例による。ただし、県派遣職員については、「派遣職員の取扱いに関する協定書」による。

地方公務員法第24条第6項に規定する給与、勤務時間、その他の勤務条件は、それぞれの市町（派遣元）の条例による。

勤務時間の割り振り並びに休憩及び休息時間は、会長の属する市町の例による。

その他法令や別に定めがあるものを除き、職員の服務に関する事項は会長の属する市町の例による。

9 . 規約・規程等で「 会長が定める（指定する） 」の取扱いについて

規約、規程等で規定する会長が定める（指定する）事項は、特に必要な場合を除き、継続性を確保するため任意合併協議会での既定事項の例により運用するものとする。

10 . 確認内容の変更について

本確認内容等に変更が生じた場合は、別に協議の上、確認書を取り交わすものとする。

以上のとおり協議し、確認した。

平成 1 6 年 6 月 2 5 日

大館市長 小 畑 元

比内町長 佐 藤 賢一郎

田代町長 吉 田 光 明

報告第 10 号

大館市・比内町・田代町合併協議会諸規程

大館市・比内町・田代町合併協議会諸規程を別紙のとおり報告する。

平成16年7月6日提出

大館市・比内町・田代町  
合併協議会  
会長 小畑 元

## 別紙

大館市・比内町・田代町合併協議会諸規程

大館市・比内町・田代町合併協議会幹事会規程

大館市・比内町・田代町合併協議会専門部会規程

大館市・比内町・田代町合併協議会分科会規程

大館市・比内町・田代町合併協議会事務局規程

大館市・比内町・田代町合併協議会財務規程

大館市・比内町・田代町合併協議会報酬及び費用弁償規程

## 大館市・比内町・田代町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・比内町・田代町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第14条第3項の規定に基づき、大館市・比内町・田代町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 協議会の会議に付すべき事項の検討及び調整に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者を幹事としてこれを組織する。

2 幹事会に次の役員を置く。

(1) 幹事長 1人

(2) 副幹事長 2人

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によりこれを選任する。

(役員の職務)

第4条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、副幹事長が協議の上その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が必要に応じてこれを招集する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会における検討及び調整の経過及び結果を会長に報告するもの

とする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第15条第1項に規定する協議会の事務局においてこれを処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、規約の施行の日〔平成16年3月2日〕から施行する。

附 則〔平成16年7月1日一部改正〕

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	大 館 市	<u>比 内 町</u>	田 代 町
職 名	助 役	<u>助 役</u>	助 役
	企 画 部 長	<u>総 務 課 長</u>	総 務 課 長
	<u>総 務 部 長</u>	<u>企画商工課長</u>	<u>出 納 室 長</u>

## 大館市・比内町・田代町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・比内町・田代町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第14条第3項の規定に基づき、大館市・比内町・田代町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、大館市・比内町・田代町合併協議会幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事務について、専門的に検討及び調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表専門部会名の欄に掲げるとおりとし、同表関係部課長等の欄に掲げる職にある者を委員としてこれを組織する。

2 各専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1人

(2) 副部会長 2人

3 部会長及び副部会長は、委員の互選によりこれを選任する。

(役員職務)

第4条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、あらかじめ副部会長のうちから部会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要に応じてこれを招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(関係職員等の出席)

第6条 専門部会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。



(分科会)

第7条 専門部会の所掌事務の詳細について調査、検討及び調整を行うため、専門部会に分科会を置く。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会における検討及び調整の経過及び結果を幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市又は町の担当部門においてこれを処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、規約の施行の日〔平成16年3月2日〕から施行する。

附 則〔平成16年7月1日一部改正〕

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

専 門 部 会 委 員

専門部会名	関係部課長等			
	大館市	比内町	田代町	大館周辺広域市町村圏組合
企画部会	企画部長 建設部長 企画振興課長 電算情報室長 都市計画課長 資源リサイクル対策室長	企画商工課長	総務課長	事務局長
財務部会	企画部長 総務部長 財政課長 契約検査課長 会計課長	財政課長 会計課長	総務課長 財務課長 税務課長 建設課長 出納室長	事務局長
総務部会	総務部長 総務課長 職員課長 管財課長	総務課長 企画商工課長 財政課長	総務課長 財務課長 住民課長 出納室長	事務局長 消防次長 消防署長 消防本部総務課長
税務部会	総務部長 税務課長 収納課長	税務課長 町民課長	税務課長 福祉保健課長	
住民部会	企画部長 市民部長 資源リサイクル対策室長 市民課長 保険課長 保健センター所長 生活環境課長	総務課長 町民課長 福祉保健課長	財務課長 税務課長 住民課長 福祉保健課長 建設課長	事務局長 環境施設課長
福祉部会	市民部長 福祉課長 長寿支援課長	福祉保健課長	住民課長 福祉保健課長 保育園長	事務局長
産業部会	産業部長 商工課長 観光物産課長 農林課長	企画商工課長 農林課長 上下水道課長	財務課長 産業振興課長 建設課長	
建設部会	建設部長 土木課長 都市計画課長 下水道課長 水道課長 工業用水道管理事務所長	建設課長 上下水道課長	財務課長 住民課長 産業振興課長 建設課長 生涯学習課長	
教育部会	教育次長 教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長 教育研究所長 中央公民館長 中央図書館長 スポーツ課長	教委総務課長 生涯学習課長	総務学校教育課長 生涯学習課長	
議会事務局部会	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	
選管事務局部会	選管事務局長	選管委員会書記長	選管委員会書記長	
農委事務局部会	農委事務局長	農委事務局長	農委事務局長	
監査事務局部会	監査委員事務局長	監査委員書記	監査委員書記	
病院部会	市立総合病院事務局長 市立総合病院企画課長 市立総合病院総務課長 市立総合病院医事課長	町立扇田病院事務長	福祉保健課長	

## 大館市・比内町・田代町合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・比内町・田代町合併協議会専門部会規程第7条第2項の規定に基づき、大館市・比内町・田代町合併協議会分科会(以下「分科会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、大館市・比内町・田代町合併協議会専門部会の部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、大館市・比内町・田代町合併協議会規約(以下「規約」という。)第3条各号に掲げる事務について、専門的に調査、検討及び調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表分科会名の欄に掲げるとおりとし、同表関係所管課等の欄に掲げる課等の職員を委員としてこれを組織する。

2 各分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1人

(2) 副分科会長 2人

3 分科会長及び副分科会長は、委員の互選によりこれを選任する。

(役員職務)

第4条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、あらかじめ副分科会長のうちから分科会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、分科会長が必要に応じてこれを招集する。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

(関係職員等の出席)

第6条 分科会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会における調査、検討及び調整の経過及び結果を部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市又は町の担当部門においてこれを処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、規約の施行の日〔平成16年3月2日〕から施行する。

附 則〔平成16年7月1日一部改正〕

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会委員

専門部会名	分科会名	関係所管課等			
		大館市	比内町	田代町	大館周辺広域市町村圏組合
企画部会	企画分科会	企画振興課 資源リサイクル対策室 都市計画課	企画商工課	総務課	事務局企画担当
	電算分科会	電算情報室	企画商工課	総務課	
財務部会	財政分科会	財政課	財政課	財務課 出納室	事務局財政担当
	契約検査分科会	契約検査課	財政課 会計課	財務課 建設課	
	会計分科会	会計課	会計課	総務課 財務課 税務課 出納室	
総務部会	総務分科会	総務課	総務課 企画商工課	総務課 財務課 住民課	
	例規分科会	総務課	総務課	総務課	事務局総務担当 消防本部総務課
	広報広聴分科会	総務課	総務課 企画商工課	総務課	
	防災分科会	総務課	総務課	住民課	消防本部総務課 消防本部予防課 消防本部警防課
	人事分科会	職員課	総務課	総務課	
	管財分科会	管財課	財政課	総務課 財務課 出納室	
税務部会	賦課分科会	税務課	税務課 町民課	税務課 福祉保健課	
	徴収分科会	収納課	税務課	税務課	
住民部会	住民分科会	市民課	町民課	税務課 住民課 選管委員会	
	年金分科会	市民課	町民課	住民課	
	国保分科会	保険課	町民課	税務課 福祉保健課	
	医療給付分科会	保険課	町民課	福祉保健課	
	保健分科会	保険課 保健センター	福祉保健課	福祉保健課	
	生活環境分科会	資源リサイクル対策室 生活環境課	総務課 福祉保健課	総務課 財務課 住民課	事務局保健衛生担当 事務局環境衛生担当

				福祉保健課 建設課	
福祉部会	福祉総務分科会	福祉課	福祉保健課	福祉保健課	
	保護分科会	福祉課	福祉保健課	福祉保健課	
	社会福祉分科会	福祉課	福祉保健課	総務課 住民課 福祉保健課	
	児童福祉分科会	福祉課	福祉保健課	福祉保健課	
	高齢者福祉分科会	長寿支援課	福祉保健課	福祉保健課	事務局介護保険担当
産業部会	商工分科会	商工課	企画商工課	総務課 産業振興課	
	観光分科会	観光物産課	企画商工課	産業振興課	
	農林分科会	農林課	農林課 上下水道課	総務課 財務課 産業振興課 建設課 農業委員会	
建設部会	土木分科会	土木課	建設課	住民課 産業振興課 建設課	
	都市計画分科会	都市計画課	建設課	財務課 住民課 産業振興課 建設課 生涯学習課	
	水道分科会	水道課 工業用水道管理事務所	上下水道課	建設課	
	下水道分科会	下水道課	上下水道課	建設課	
教育部会	教育総務分科会	教育総務課	教委総務課	総務学校教育課	
	学校教育分科会	学校教育課 教育研究所	教委総務課	総務学校教育課 生涯学習課	
	社会教育分科会	社会教育課 中央公民館 中央図書館	生涯学習課 公民館	総務課 生涯学習課 公民館	
	スポーツ分科会	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	
議会事務局部会	議会事務局分科会	議会事務局	議会事務局	議会事務局	
選管事務局部会	選管事務局分科会	選管事務局	選管委員会	選管委員会	
農委事務局部会	農委事務局分科会	農委事務局	農委事務局	農委事務局	
監査事務局部会	監査事務局分科会	監査委員事務局	監査委員	監査委員	
病院部会	病院分科会	市立総合病院企画課 市立総合病院総務課 市立総合病院医事課	町立扇田病院事務局	福祉保健課	

注意 分科会の委員は、おおむね大館市にあっては課長補佐及び係長、比内町にあっては主幹、課長補佐及び主席主査、田代町にあっては主幹、主査及び主任の職にある者とする。

## 大館市・比内町・田代町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・比内町・田代町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第15条第3項の規定に基づき、協議会の事務局(以下「事務局」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項
- (2) 協議会の協議資料の作成に関する事項
- (3) 協議会の庶務に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長その他の職員を置く。

2 事務局の職員(以下「職員」という。)は、協議会の会長(以下「会長」という。)がこれを任命する。

3 事務局の分掌事務は、おおむね別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 事務局次長は、上司の命を受け、職員を指揮監督するとともに、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

(会長の決裁事項)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 協議会の会議に付すべき事項に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 1件の金額が100万円以上の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事務局長が特に重要と認める事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 協議会の幹事会、専門部会及び分科会の調整に関すること。
- (2) 1市2町の連絡調整に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 各種資料等の作成に関すること。
- (5) 1件の金額が100万円未満の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (6) 物品及び現金の出納に関すること。

- (7) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長の決裁事項以外の事項に関すること。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、協議会の副会長(以下「副会長」という。)がその事項を代決する。

2 前項の場合において、副会長が不在のときは、事務局長がその事項を代決する。

3 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事項を代決する。

(文書)

第8条 事務局における文書の取り扱いについては、会長の属する市又は町の例による。

(公印)

第9条 公印の種類、様式、印材、書体、寸法、用途、管守責任者及び個数は、別表第2のとおりとする。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件は、会長の属する市又は町の例による。

(職員の給与等)

第11条 職員の給与等は、当該職員の属する市又は町の負担とする。

2 職員の旅費は、会長の属する市又は町の例により、協議会の予算からこれを支給する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、規約の施行の日〔平成16年3月2日〕から施行する。

附 則〔平成16年7月1日一部改正〕

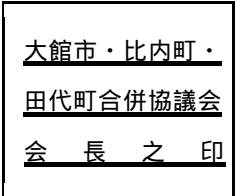
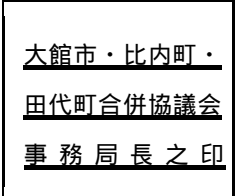
この規程は、平成16年7月1日から施行する。



別表第1（第3条関係）

担当名	分掌事務
総務担当	1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続に関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 合併に係る広報に関すること。 5 合併に係る資料の作成に関すること。 6 人事に関すること。 7 報酬等の支給に関すること。 8 合併の方式に関すること。 9 合併の期日に関すること。 10 新市の名称に関すること。 11 新市の事務所の位置に関すること。 12 その他他の担当に属さないこと。
計画担当	1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。
調整担当	1 事務事業の一元化に関すること。 2 合併協定項目（総務担当が分掌するものを除く。）の調整に関すること。 3 新市の例規に関すること。

別表第2（第9条関係）

公印の種類	様式	印材	書体	寸法	用途	管守責任者	個数
会長印		つげ	てん書	方21ミリメートル	一般文書用	事務局長	1
事務局長印		つげ	てん書	方21ミリメートル	一般文書用	事務局長	1

## 大館市・比内町・田代町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・比内町・田代町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第17条の規定に基づき、協議会の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算(以下「予算」という。)は、規約第16条第1項に規定する1市2町の負担金及びその他の収入をもってその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもってその歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議(以下「会議」という。)を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに1市2町の長に送付しなければならない。

(補正予算)

第3条 会長は、予算の調製後に生じた事由に基づき、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、会議を経なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の補正予算について準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める款及び項以外の款又は項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長がこれを行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他金融機関にこれを預け入れなければならない。

(出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会の出納員(以下「出納員」という。)を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受け、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第7条 会長は、会計年度が終了したときは、遅滞なく決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、その意見を付けて会議に報告しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 出納員は、次に掲げる簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

(1) 現金出納簿

(2) 予算執行整理簿

(3) 前2号に掲げるもののほか、出納の管理に必要な簿冊

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、規約の施行の日〔平成16年3月2日〕から施行する。

(平成15年度における歳入予算の区分の特例)

2 平成15年度における歳入予算の款及び項の区分は、別表第1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 繰入金	1 繰入金
2 諸収入	1 諸収入

附 則〔平成16年7月1日一部改正〕

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

別表第 1 ( 第 4 条関係 )

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入

別表第 2 ( 第 4 条関係 )

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 総務費	1 総務管理費
2 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費

## 大館市・比内町・田代町合併協議会報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・比内町・田代町合併協議会規約(以下「規約」という。)第19条第3項の規定に基づき、協議会の会長、委員及び監査委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額及び支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会の委員(副会長を除く。以下同じ。)及び監査委員が協議会の会議に出席したとき並びに監査委員が監査を行ったときは、報酬として日額5,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 協議会の委員及び監査委員が協議会の会議に出席したとき並びに監査委員がその職務を行ったときは、費用弁償としてバス運賃に相当する額を支給する。

2 委員等がその職務を行うために1市2町の区域外に旅行したときは、会長の属する市又は町の例により、費用弁償として旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法は、協議会の会長の属する市又は町の例による。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、規約の施行の日〔平成16年3月2日〕から施行する。

附 則〔平成16年7月1日一部改正〕

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

報告第 11 号

比内町の加入に伴う確認済合併協定項目等の取扱いについて

比内町の加入に伴う確認済合併協定項目等の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成16年7月6日提出

大館市・比内町・田代町  
合併協議会  
会 長 小 畑 元

別紙

比内町の加入に伴う確認済合併協定項目等の取扱いについて

比内町が加入する以前に協議・確認した事項は引き継ぐこととし、比内町の加入により次のとおりとなることを確認する。

## 合併協定項目

### 1．合併の方式

比内町及び田代町を廃し、その区域を大館市へ編入することとする。

### 2．合併の期日

合併特例法の特例措置期限である平成17年3月31日までの合併を目指す。ただし、法律が改正された場合は、改めて協議する。

### 3．新市の名称

大館市とする。

### 4．新市の事務所の位置

事務所の位置は、現大館市役所とする。現比内町役場及び現田代町役場については、住民の利便性等を勘案して、必要職員を置く総合支所方式とし、空きスペースについては、分庁舎としての活用を考慮する。

### 5．農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 比内町農業委員会及び田代町農業委員会を大館市農業委員会に統合する。

(2) 選挙による委員については、次のとおり取り扱うものとする。

比内町及び田代町の選挙による委員については、比内町及び田代町の農地法関係業務等に支障を来すことのないよう、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定を適用

し、大館市農業委員会の委員の残任期間、引き続き合併後の大館市の農業委員会の委員として在任するものとする。なお、在任期間中の委員の報酬は、現行の1市2町のそれぞれの額を適用する。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、合併後の大館市の農業委員会の選挙による委員の定数を28人とし、大館市の区域に4選挙区、比内町及び田代町の区域にそれぞれ1選挙区を設けるものとする。

選挙区ごとの定数は、平成17年3月31日現在の選挙区の選挙人の数を基に、合併後最初に執行される大館市の農業委員会の一般選挙までに定めるものとする。

## 6．条例、規則等の取扱い

原則として大館市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

## 7．議会の議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 比内町及び田代町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、大館市の議会の議員の残任期間、引き続き合併後の大館市の議会の議員として在任するものとする。
- (2) 合併後の在任期間中の議員の報酬は、現行の1市2町のそれぞれの額を適用する。
- (3) 合併後最初の一般選挙の取扱いについては継続協議中

## 8．電算システム事業

電算システムの統合に当たっては、下記の点に留意しながら、住民サービスの低下を招くことなく、合併期日に安全かつ確実に稼働できるよう調整するものとする。

- (1) 住民生活に影響が及ばないように十分配慮する。
- (2) システム統合にかかる改修の量及び経費は、極力抑えるように配慮する。
- (3) 地域情報化の推進、電子自治体の実現等の課題に適時、的確に対応する。



協議案第 16 号

大館市・比内町・田代町合併協議会会議運営規程案

大館市・比内町・田代町合併協議会会議運営規程を別紙のとおり提案する。

平成16年7月6日提出

大館市・比内町・田代町  
合併協議会  
会長 小畑 元

## 別紙

### 大館市・比内町・田代町合併協議会会議運営規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、大館市・比内町・田代町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第11条第3項の規定に基づき、協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (基本方針)

第2条 会議は、公開を原則とする。

2 会議の運営は、公平かつ公正にこれを行わなければならない。

3 協議会の委員は、効率的かつ円滑な会議の運営に協力しなければならない。

#### (会議の開閉等)

第3条 会議の開会及び閉会は、議長がこれを宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

#### (会議の進行)

第4条 会議の議事は、全会一致をもってこれを進めることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で、なお意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の同意をもってこれを進めるものとする。

#### (会議録)

第5条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 会議の開催の日時及び場所

(2) 会議への出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議事項

(4) 会議経過

(5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

2 会議録には委員2名が署名するものとし、当該署名する委員は、議長が会議においてこれを指名する。

#### (会議録等の公開)

第6条 会議録及び会議資料は、これを公開する。

(傍聴)

第7条 会議は、これを傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、協議会の会長(以下「会長」という。)が別に定める。

(規律)

第8条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において資料、新聞、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、規約の施行の日〔平成16年3月2日〕から施行する。

附 則〔平成16年7月6日一部改正〕

この規程は、平成16年7月6日から施行する。

協議案第 17 号

平成16年度大館市・比内町・田代町合併協議会補正予算（第1号）案

平成16年度大館市・比内町・田代町合併協議会補正予算（第1号）を別紙のとおり提案する。

平成16年7月6日提出

大館市・比内町・田代町  
合併協議会  
会 長 小 畑 元

## 別紙

平成16年度大館市・比内町・田代町合併協議会補正予算（第1号）案

平成16年度大館市・比内町・田代町合併協議会補正予算（第1号）

平成16年度大館市・比内町・田代町合併協議会補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,490千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,039千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1 負担金		19,448	5,044	24,492
	1 負担金	19,448	5,044	24,492
3 繰越金		100	446	546
	1 繰越金	100	446	546
歳入合計		24,549	5,490	30,039

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1 総務費		10,520	1,990	12,510
	1 総務管理費	10,520	1,990	12,510
2 事業費		13,779	3,150	16,929
	1 事業推進費	13,779	3,150	16,929
3 予備費		250	350	600
	1 予備費	250	350	600
歳出合計		24,549	5,490	30,039

平成16年度

大館市・比内町・田代町合併協議会歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

平成16年度大館市・比内町・田代町合併協議会歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1 総括  
（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 負担金	19,448	5,044	24,492
3 繰越金	100	446	546
歳入合計	24,549	5,490	30,039

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国庫支出金	地方債	その他
1 総務費	10,520	1,990	12,510			1,990
2 事業費	13,779	3,150	16,929			3,150
3 予備費	250	350	600			350
歳出合計	24,549	5,490	30,039			5,490



## 2 歳入

(単位：千円)

款 項	予 算 科 目		補正前の額	補正額	計	節		説 明
	目	目				区 分	金 額	
1		負担金	19,448	5,044	24,492			
	1	負担金	19,448	5,044	24,492			
		1 負担金	19,448	5,044	24,492	1	1 市 2 町負担金	5,044
3		繰越金	100	446	546			
	1	繰越金	100	446	546			
		1 繰越金	100	446	546	1	前年度繰越金	446
歳入合計			24,549	5,490	30,039			

(単位：千円)

3 歳出

款	予算科目		補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
	項	目				国県支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1		総務費	10,520	1,990	12,510				1,990			
	1	総務管理費	10,520	1,990	12,510				1,990			
		1 会議費	3,879	853	4,732				853	1 報酬	615	協議会委員報酬追加 180 小委員会委員報酬追加 420 協議会監査委員報酬追加 15 累計 2,095
										9 旅費	175	費用弁償追加 175 累計 560
										11 需用費	30	食糧費追加 30 累計 149
										12 役務費	33	通信運搬費追加 33 累計 114
		2 事務局費	6,641	1,137	7,778				1,137	9 旅費	50	普通旅費追加 50 累計 200
										11 需用費	870	消耗品費追加 870 累計 4,379
												累計 4,415

2													18 備品購入費	217	事務用備品購入費追加 累 計	217 867
	事業費	13,779	3,150	16,929												
1	事業推進費	13,779	3,150	16,929												
	1 事業推進費	13,779	3,150	16,929									11 需用費	273	食糧費追加 計 印刷製本費追加 計 累 計	21 80 252 5,292 5,372
													13 委託料	2,877	新市建設計画作成支援業務追加 事務事業一元化支援業務追加 新市例規策定支援業務追加 ホームページ作成業務追加 累 計	1,471 336 700 370 10,974
3	予備費	250	350	600												
1	予備費	250	350	600												
	1 予備費	250	350	600										350	予備費追加 累 計	350 600
	歳 出 合 計	24,549	5,490	30,039												

報告第 12 号

大館市・比内町・田代町合併協議会会議傍聴規程

大館市・比内町・田代町合併協議会会議傍聴規程を別紙のとおり報告する。

平成16年7月6日提出

大館市・比内町・田代町  
合併協議会  
会 長 小 畑 元

大館市・比内町・田代町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・比内町・田代町合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所において、大館市・比内町・田代町合併協議会会議傍聴人受付簿(別記様式)に自己の住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴人の制限)

第3条 議長は、会議場の規模に応じて傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は持っている者
- (4) ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

- (3) 張り紙を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話の電源を切ること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人が前3条の規定に違反したときは、議長は、これを制止し、当該傍聴人がその指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、大館市・田代町合併協議会規約の施行の日〔平成16年3月2日〕から施行する。

附 則〔平成16年7月6日一部改正〕

この規程は、平成16年7月6日から施行する。

別記様式（第2条関係）

大館市・比内町・田代町合併協議会会議傍聴人受付簿

第 回会議            年    月    日（ 曜日）

番号	住 所	氏 名	年齢(歳)	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				